

議第 87 号

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例

(呉市税条例の一部改正)

第 1 条 呉市税条例（昭和 25 年呉市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条の 2 を第 42 条の 3 とし、第 42 条の次に次の 1 条を加える。

(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合)

第 42 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第 9 条の 2 中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(呉市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 呉市都市計画税条例（昭和 32 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)

第 1 条の 2 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の呉市税条例第 42 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「第 42 条の 2」を「第 42 条の 3」に改める。

(1) 呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年呉市条例第 24 号）第 2 条

(2) 呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年呉市条例第 40 号）第 2 条

(3) 呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年呉市条例第 25 号）第 2 条

- (4) 呉市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成25年呉市条例第28号）第2条
- (5) 呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成27年呉市条例第4号）第2条

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。